



全国的に麻疹発生が増加しています！

麻疹は麻疹ウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症です。感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染で、感染力はかなり強いと言われています。潜伏期間は 10 日～12 日間で、発熱やせき等の風邪のような症状や発疹などが主に出現し、肺炎や中耳炎、まれに脳炎などを合併することもあります。

麻疹の予防には麻疹ワクチンの接種が有効です。

～保育・教育関係機関の方へ～

麻疹の流行予防のために未接種対象者およびその保護者に対して、定期接種（第 2 期）の接種機会があることを周知し、積極的な接種勧奨にご協力ください。

～医療機関従事者の方へ～

発熱や発疹などの症状がある患者が受診した際には、予防接種歴の確認など、麻疹の発生を意識した診療にご協力ください。また、麻疹と診断した場合には保健所に速やかに届けるとともに、感染力の強さを考慮した院内感染対策を実施するようご協力ください。

結核は過去の病気ではありません



結核は日本国内において今でも 1 日に 56 人の新しい患者が発生し、また 1 日に 6 人が命を落としている重大な感染症です。痰に結核菌がいる患者がせきをすると、菌が空气中に飛び散り、それを周りの人が直接吸い込むことによって感染します。

結核に感染しても、健康で体力があれば免疫力で結核の発病は抑えられます。しかし栄養状態が悪い場合や、加齢とともに免疫が低下すると、結核を発病する危険性が高くなります。右のような症状がある場合にはマスクを着用し、早めに医療機関にかかってください。

《こんなときは病院へ！》



9 月 24 日～30 日は結核予防週間です。
結核に関する情報は [結核研究所](#) で検索。

～医療機関、市町、学校、施設関係の担当者の方へ～

＜結核健康診断月報の提出について＞結核のまん延予防のために健診は非常に大切です。健診を実施し、対象施設の管理者は別添様式によって当センターまでご報告ください。報告様式は当センターのホームページからもダウンロードできます。

＜＜結核の届出について＞＞

平成 18 年に結核予防法が廃止され、結核は感染症法において 2 類感染症に指定されました。感染症法では、1～4 類と 5 類の一部は診断後、直ちに届け出ることとされていますが、管内で 2 年連続、結核の発生届の提出が遅れる事案がありました。結核と診断した場合には、直ちに当センターまで発生届の提出をお願いします。

～保育所、幼稚園、小中学校、高等学校等の担当者の方へ～

9 月 5 日（月）からインフルエンザ様疾患の集団発生状況の把握を開始しましたので、「学校欠席者情報収集システム」への入力をお願いします。

福井県感染症発生動向調査速報

（第 31 週 H28 年 8 月 1 日 ～ 第 34 週 H28 年 8 月 28 日）

- 2 類：結核 11 名(0 名)
- 3 類：腸管出血性大腸菌感染症 15 名(1 名)
- 4 類：レジオネラ症 3 名(0 名)
- 5 類：カルバペネム耐性腸内細菌科最近感染症 3 名(0 名)
- 侵襲性肺炎球菌感染症 1 名(0 名) * (若狭管内)

[発信者] 若狭健康福祉センター
地域保健課 時岡・宮下
TEL : 0770-52-1300 FAX: 0770-52-1058
メール : w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
※ご意見ご感想をお待ちしています。